

(問) 開始届出書の用紙は、どこで入手できますか。

開始届出書は、税務署の窓口又は国税庁ホームページ(税務手続の案内)で入手することができます。

(問) 開始届出書は、いつまでに提出しなければなりませんか。

開始届出書に提出期限はありませんが、利用者識別番号等の記載された通知書やe-Taxソフトの送付時期については、事務処理の関係上、開始届出書を提出いただいた月の翌月末頃となりますので、利用開始を希望される時期から十分余裕をもって提出してください。

(問) 開始届出書は、どこに提出するのですか。

開始届出書は、納税地を管轄する税務署に提出してください。

なお、税理士及び関与先が電子申告を利用するためには、税理士だけでなく関与先についても開始届出書の提出が必要となります。税理士は、自己の納税地を所轄する税務署にのみ開始届出書を提出すればよく、関与先ごとのそれぞれの所轄税務署へ提出する必要はありません。

(問) 電子証明書の取得費用は、どれくらいかかりますか。

電子証明書の取得費用は、それぞれ電子証明書を発行する認証局によって定められるものであり、発行する認証局によって異なりますが、「商業登記認証局」の場合は、証明期間が12か月の場合、7,900円となっています(16年3月末現在)。

また、地方公共団体による「公的個人認証サービス」を受けるためには、まず住民基本台帳に記録のある市区町村の窓口でICカード(住民基本台帳カード)を入手します。住民基本台帳カードは各地方公共団体により異なりますが、1枚500円程度で取得できます。

次に市区町村の窓口で電子証明書発行申請書及び住民基本台帳カードを提出し、電子証明書の発行を受けます。電子証明書(原則3年間有効)は、1通500円程度で取得できます。

なお、具体的な取得方法及び費用につきましては、電子証明書の発行機関へお問い合わせください。

(問) 開始届出書を提出した場合、必ず電子申告を利用しなければなりませんか。

e-Taxは、書面による申告書等を持参又は送付により提出する方法に加え、電子データの形でインターネットを通じて送信するという提出方法の選択肢を納税者等に提供しようとするもので、開始届出書を提出したからといって、必ず電子申告等をしなければならないものではありません。従来どおり書面による申告書等を提出することは可能です。申告のみ、あるいは、納税のみというように、一部に限った利用も、もちろん可能です。

もっとも、e-Taxへの最終ログインからログインしないまま5年間経過しますと、利用者識別番号が失効しますので、その後、e-Taxを利用しようとする場合には、改めて開始届出書を提出していただくことになります。

なお、e-Taxにより申告を行った翌年(翌事業年度等)分の申告書等の用紙は送付されません(振替納税の届出をされていない方は、納付書は毎年送付されます)。その代わりとして、個人の方の場合は、1月中旬頃、法人の場合は、決算月の翌月中旬頃に申告に当たっての注意事項のほか、予定納税額や中間申告分の税額等を表示したメッセージをメッセージボックスへ格納することとしていますので、申告等データを作成する際には必ず確認してください。

(問) e-Tax ソフトは、市販の財務会計ソフトのような計算機能を搭載していますか。

国税庁が提供する e-Tax ソフトには、財務会計ソフトのような日々の経理処理から決算書を作成する機能までは搭載されておりません。

なお、e-Tax ソフトにおいては、申告等データの作成時に、

- ① リストボックスの表示（複数の選択項目を一覧表示します。）
- ② 各様式間で共通な項目や計算で求められる項目の転記・自動計算（表の縦合計などの加算・減算や乗算・除算）

（ただし、計算方法に例外がある項目（例えば、ある項目が赤字なら計算しない）等については、自動計算機能はありません。）

- ③ 決められたけた数や文字数を超える入力はできない設定
- ④ 入力された値が規定の範囲内であるかの自動的なチェック

を行うとともに、申告等データの作成完了時に、自動的に様式内の必須入力項目のチェックと様式内の検算チェックを行うなど、送信までにデータの誤りを極力減らす仕組みとしています。

(問) 書面で提出した場合の申告書等の控えの収受日付印は、電子申告の場合どうなりますか。

電子申告の場合は、利用者の送信した申告等データの内容が e-Tax に到達したことを利用者が確認できるように、「受信通知」をメッセージボックスに格納することとしています。

「受信通知」においては、申告者の氏名、提出先、受付番号、受付日時及び税目等が記載されます。

利用者は、メッセージボックスにアクセスすることにより、「受信通知」の内容を確認することができます。

また、e-Tax に送信したデータをダウンロードし、e-Tax ソフトの「組み込み」機能を利用して紙に内容を出力することも可能です。ただし、収受日付印に相当するものはありません。

なお、「受信通知」は、既読後 120 日間でメッセージボックスから削除されます。

他方、申告書に添付すべき書類のうち、生命保険料の控除証明書などの第三者が作成した証明書類等の添付書類については、添付書類送付書を付して別途送付等により提出していただくこととなります、送付書の写しや添付書類に係る控えを提出していただければ収受日付印を押印します（送付の場合であっても、切手を貼付した返信用封筒を同封いただければ、収受日付印を押印の上、返送いたします。）。

(問) 所得税確定申告書作成コーナーで作成した申告データは、e-Tax で送信できますか。

利用者の方が開始届出書を提出し、e-Tax を利用できる準備が整っていれば、所得税確定申告書作成コーナーで作成した電子ファイルを e-Tax ソフトに組み込み、電子申告することができます。

(問) 添付書類は、電子的に提出できないのですか。

所得税申告における青色申告決算書や収支内訳書、法人税申告における損益計算書など利用者自らが作成する添付書類のうち、様式が指定されているもの又はデータを記述する規格が存在するものについては、e-Tax ソフトでデータが作成できますので、基本的には、申告等データとともに送信可能となります。

ただし、電子化の対象となっていない帳票や電子化の対象帳票であっても、国税庁の仕様に準じて作成されていないもの（例えば、利用者が表計算ソフトで作成している明細書等）は、そのままでは送信することができません。また、利用者自らが作成する添付書類、第三者が作成した証明書類（医療費の領収書）等の添付書類を問わず、添付書類をイメージデータで送信することはできません。

なお、源泉徴収票や医療費の領収書、外国税額控除証明書など利用者以外の方が作成する証明書類等の添付書類については、別途送付等により提出していただくことになります。

(問) 電子申告で提出可能な添付書類は何ですか。

添付書類のうち、電子申告で提出できる添付書類の一覧は、「利用可能手続一覧」を参照してください。

主なものは、次のとおりです。

(1) 所得税

- ・青色申告決算書
- ・収支内訳書
- ・所得の内訳書
- ・変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
- ・財産及び債務の明細書
- ・住宅借入金（取得）等特別控除額の計算明細書
- ・政党等寄付金特別控除額の計算明細書
- ・外国税額控除に関する明細書
- ・医療費の明細書

(2) 法人税

- ・財務諸表（P/L、B/S、損益金の処分表）
- ・勘定科目内訳明細書
- ・法人事業概況説明書
- ・特別償却の償却限度額の計算に関する付表

(3) 消費税

- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
- ・控除対象仕入税額の計算表
- ・仕入控除税額に関する明細書

(問) 電子申告で提出できない添付書類は、どのように提出することになるのですか。

第三者が作成した証明書類（医療費の領収書、源泉徴収票など）は、所轄税務署へ別途送付等による提出が必要となります。

なお、e-Tax では、申告等データの作成に当たって、別途送付等により提出される添付書類がある旨を添付書類送付書に入力の上、申告等データとともに送信することにより、利用者の方のメッセージボックスに受付番号及び受付日時等が印字された添付書類送付書が格納されます。その添付書類送付書を出力した上、添付書類を付して所轄の税務署等に提出していただくことになります。

（注）税理士等が多数の利用者の添付書類を同時に提出する場合には、利用者ごとの分が明確になるよう適切な区分けを行って、提出していただくことになります。

(問) 税理士法第 30 条に規定する税務代理権限証書や同法第 33 条の 2 に規定する計算・審査事項等を記載した添付書面も電子化されるのですか。

税理士法第 30 条や同法第 33 条の 2 に規定する書面についても、e-Tax ソフトでデータが作成できますので、申告等データとともに送信することができます。

なお、税理士法第 30 条に規定する税務代理権限証書については、平成 16 年 9 月から単体での送信も可能です。

(問) 「受付システムから応答がありません」と表示されたのですが、どうすればいいのですか。

以下の事項を確認してください。

(1) 過去には正常に接続していたものができなくなった場合

インターネットの接続がされているかを確認してください。

(2) 初めて受付システムにログインしようとして接続できない場合

ルート証明書のインストールの有無により、以下を確認してください。

イ ルート証明書がインストールされている場合

- ・ インターネットの接続がされているかを確認してください。
- ・ ネットワーク・環境設定について、SSL通信ができるか、また、ファイアウォール等の設定でアクセス拒否していないかを確認してください。

設定の詳細については、各ネットワークの管理者等に問い合わせてください。

- ・ 受付システムの業務時間内であることを確認してください。

ロ ルート証明書がインストールされていない場合

ルート証明書のインストールが必要であるため、「e-Tax ソフト操作マニュアル 2003 年 11 月版」参照の上、操作してください（参照箇所は、「2 準備する」⇒「2-3 インストールする」⇒「電子証明書（ルート証明書）のインストール」です。）。

(問) 「ICカードを認識できませんでした。」というエラーが表示されました。どうすればいいのですか。

電子証明書の登録作業中に「ICカードを認識できませんでした。」というメッセージが表示される原因として、次の事由が考えられます。

(1) ICカードリーダを使用するための設定作業（デバイスドライバのインストール）が正しくされていない。

(2) 認証局から CD-ROM 等で提供されるプログラムのインストールが正しくされていない。

(3) ICカードが正常に挿入されていない。

(注)

1 デバイスドライバのインストール

ICカードリーダの使用に当たっては、購入時に付属されているインストールマニュアル等（紙媒体及び CD-ROM 等で確認）の手順に沿って設定作業を行うとともに、注意事項等がある場合には、その内容に従って作業を行うようになっています。

なお、インストールの完了後、設定の確認作業を行わない場合、その後の操作に影響を及ぼすことがあるので注意が必要です。

2 認証局から提供されるプログラムのインストール

ICカードリーダのデバイスドライバのインストールが完了した後、認証局から提供されたプログラム（公的個人認証局の電子証明書の場合、「公的個人認証サービス利用者クライアントソフト」という CD-ROM が取得時に配付されます。）をインストールします。

この認証局から提供されるプログラムのインストールを省略すると e-Tax ソフトにおいて電子証明書の登録作業を完了することができないので、確実にインストールし、設定の確認作業を行う必要があります。

（出典元：国税庁 e-Tax ホームページ）

日税連 I C カード

日本税理士会連合会

TEL 03-5435-0931 (代)

FAX 03-5435-0941

ホームページURL <http://www.nichizeiren.or.jp>

日本税理士会連合会電子認証局

公開情報URL <https://cainfo.nichizeiren.or.jp/ca/>

照会Email ca-info@nichizeiren.jp

e-Tax (国税電子申告・納税システム)

国税庁e-Taxホームページ

URL <http://www.e-tax.nta.go.jp>

国税庁e-Taxヘルプデスク

TEL 0570-015901

<参考：ヘルプデスクの利用（ナビダイヤルへの接続）>

受付時間：平日（月～金）の午前9時から午後5時（祝日等を除きます。）

ヘルプデスクでは全国均一通話料金のナビダイヤルを活用し、e-Tax 利用開始のための手続及びその利用のためのパソコン操作等の問い合わせに対応していますが、発信する電話機の設定によってはナビダイヤルに繋がらない場合があります。その場合は、契約電話会社又は使用している電話機のメーカーにナビダイヤル（0570で始まる電話番号）に対応しているかを確認してください。

また、e-Tax ヘルプデスク利用の際はプッシュ信号（トーン信号）の発信できる電話機が必要となります。

カードリーダライタ (R/W)

NTTコミュニケーションズ株式会社

TEL 03-3506-7751 (電子申告I CカードR/W申し込み窓口)

テルウェル東日本株式会社（サクサ株式会社製カードR/W販売代理店）

TEL 03-3341-4813 (ビジネス営業部)

電子申告導入対応ワーキンググループ

[座長] 坂田 純一 (専務理事・東京会)

[委員] 田中一志 (情報システム委員長・近畿会)

[委員] 櫻井 芙二雄 (情報システム委員・名古屋会)

[委員] 井上 新 (名古屋会)

[委員] 鈴木 尚之 (情報システム委員・東海会)

[委員] 野田 喜美 (東海会)